

参考答案

[憲法・統治]

<p>第1 設問1</p> <p>1 私立学校に対して必要な助成を行うことを認める私立学校法 59 条及び私立学校振興助成法は、「公の支配」に属しない「教育の事業」への公金支出に当たり、憲法 89 条後段に違反しないか。</p> <p>憲法 89 条後段の趣旨については、仮に公の支配に属しない事業に公の財産が支出された場合、慈善、教育又は博愛の名の下に公費が濫用されるおそれがあるため、公費の支出を公の権力が及ぶ範囲の事業に限定し、公費の濫用を防止する点にあると考えるべきである。そして、このような趣旨からすれば、「公の支配」とは、公費の支出の対象となった事業が公の利益に沿わないと判断された場合に、これを是正しうる程度の支配が及んでいることをいうと解するべきである。</p> <p>私学助成については、私立学校振興助成法 5 条各号に定める場合に該当する場合には補助金について減額又は不支給とすることができ旨定められている（同法 5 条、6 条）。また、同法第 12 条においては、援助を受けている学校法人への業務・会計報告、収容定員超過に対する是正命令、助成目的と異なる予算の変更命令、法令に反した役員了解職報告等の監督権限が定められている。したがって、助成を受ける学校が公の目的に沿わないと判断された場合における是正手段が確保されているといえ、「公の支配」に属しているといえる。</p>	<p>2 以上より、私立学校に対して必要な助成を行うことを認める私立学校法 59 条及び私立学校に対する財政援助を具体化する私立学校振興助成法は、憲法 89 条後段に違反しない。</p> <p>第2 設問2</p> <p>1 A 町においては、私立学校法上の幼稚園に当たらない、いわゆる無認可の幼稚園に対して就園奨励金補助金を交付しているが、当該補助金交付は、「公の支配」に属しない「教育の事業」への支出に当たり、憲法 89 条後段に違反しないか。</p> <p>2 まず、主として保育を目的とする幼稚園事業が憲法第 89 条に定める「教育」の事業に当たるとする幼稚園事業が憲法第 89 条に定める「教育」の事業に当たると見ることができ、保育についても幼児に対する保護と教育の有機的一体であると見ることができ、ことからすれば教育に該当すると考えるべきである。</p> <p>3 次に、憲法 89 条後段の趣旨については、前述した見解と異なり次のように解する見解も存在する。すなわち、本条後段の趣旨は、私的に教育等の事業を行う団体に対して公金を支出して公の支配を及ぼしてしまおうと、これらの事業を行う団体の自主性を害することとなってしまうことから、これを避けて自主性を確保する点にある。そして、このような理解を前提として、「公の支配」とは政府機関が事業内容や人事などについて決定権を有することをいうと解する見解である。</p> <p>当該見解を前提とした場合、A 町における無認可幼稚園は、「公の支配」に属するといえるか。無認可幼稚園は、そもそも私立学</p>
---	---

校法や私立学校振興助成法に定める「学校」に該当せず、所轄庁の監督の対象にならないことに加え、補助金の支出の条件等について定めた A 町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱においても幼稚園の構成員、人事についての定めは存在しない。したがって、政府機関が事業内容や人事権について決定権を有しているとはいえず、「公の支配」に属しないこととなる。

しかし、このような見解については、憲法が別途学問の自由及び大学の自治を保障していること（憲法 23 条）や教育を受ける権利を保障していること（憲法 26 条 1 項）を考慮踏まえた場合に、憲法全体の解釈として整合的でない。また、これらの権利の保障との関係では公金の支出が避けられないことを踏まえると、自主性を害することを避けるという観点からは、公費の濫用を避ける限りでの規制を及ぼすべきである。

4 そこで、「公の支配」を、前述したような、公費の支出の対象となつた事業が公の利益に沿わないと判断された場合に、これを是正しうる程度の支配が及んでいることと解するべきであるが、本件の無認可幼稚園には「公の支配」に属しているといえるか。

この点、私学助成の場合と異なり、A 町の幼稚園はいわゆる「学校」に該当しないため、私立学校振興助成法が定めるような監督が及ばない。また、A 町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱においては、幼稚園の構成員、人事についての定めは存在せず、A 町の町長からも、この点についての指揮監督は実際にされていない。

しかし、A 町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱においては、補助金の交付を受けた年度の末日から一定期間内に、成果報告書、予算報告書及び決算報告書の提出を行うこととされており、要綱に定める基準に違反した場合には補助金の返還を求めることがあられる旨定められており、無認可幼稚園受給した補助金の使用について監督権限が及んでいると評価できる。また、無認可幼稚園は地方自治法上の「公共的団体等」として扱われ、事務の報告、書類及び帳簿の提出の求め等を受ける対象とされており（地方自治法第 157 条 2 項）、町長からの処分の対象となる（地方自治法 157 条 3 項）。さらに、A 町幼稚園就園奨励費については補助金の支出に該当することから、地方自治法上の監査委員による監査の対象となり、各種書類の提出、関係する機関への報告、意見等の対象となる（地方自治法 199 条 7 項～10 項）。

したがって、私立学校振興助成法が定めるような監督が及ばないとしても、不適切な支出がされた場合に公金の支出については是正措置を講じることができるといえる。

5 以上より、A 町における無認可の幼稚園に対する就園奨励金補助金の交付は、公の支配に属しない教育事業への支出に当たらず、憲法 89 条後段に反しない。

以上